

和合愛光園デイサービスセンター（通所介護・介護予防通所サービス）

重要事項説明書

当事業者は介護保険の指定を受けています

通所介護・介護予防通所サービス（浜松市指定 第 2277100158 号）

当事業所はご利用者に対して通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、利用上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 聖隸福祉事業団
- (2) 法人所在地 〒430-0946 静岡県浜松市中央区元城町 218 番 26 号
- (3) 電話番号 (053) 413-3300
- (4) 代表者氏名 理事長 青木 善治
- (5) 設立年月日 昭和 27 年 5 月 17 日
- (6) インターネットアドレス番号 <http://www.seirei.or.jp/hq/>

2. 事業所の概要

- (1) 建物の構造 鉄筋コンクリート造
地上 3 階 + 地上 4 階 + 地下 1 階 + 地上 2 階 + 地上 3 階
- (2) 建物の延べ床面積 12,400.40 m²
- (3) 併設事業
事業の種類
 - 介護老人福祉施設（従来型） 利用定員数 62
 - 介護老人福祉施設（ユニット型） 利用定員数 40
 - （介護予防）認知症対応型通所介護 利用定員数 12
 - （介護予防）短期入所生活介護 利用定員数 20
- (4) 施設の周辺環境 施設は浜松市中央部に位置する萩丘地区にあります。佐鳴湖に注ぐ新川のほとりで、市内中央部では珍しく周囲を緑に囲まれ窓から季節の変化を楽しむことができます。敷地の南を県道 364 号線（湖東和合線）が走り、北西に航空自衛隊、東南にオートレース場があります。
- (5) 第三者評価の実施状況

| | | | |
|---------|--|---------|--|
| 実施の有無 | 有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無 | 実施日 | |
| 評価機関の名称 | | 結果の開示状況 | |

3. 事業所の説明

- (1) 施設の種類 指定通所介護事業 平成 12 年 3 月 1 日指定
指定介護予防通所サービス事業 平成 29 年 4 月 1 日
浜松市 2277100158 号
※当事業所は特別養護老人ホーム和合愛光園に併設されています。
- (2) 施設の目的 介護保険法令（予防は、浜松市の要綱に定める基準）に従い、ご利用者が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、ご利用者に日常生活を営むため必要な共用施設等をご利用いただき、通所介護・介護予防通所サービスを提供します。
- (3) 施設の名称 和合愛光園デイサービスセンター
- (4) 施設の所在地 〒433-8125 静岡県浜松市中央区和合町 555 番地
交通機関 駅前バスターミナル 16 番のりば「和合西山行」乗車
バス停「浜松基地」下車（約 22 分）徒歩 5 分
- (5) 電話番号及び FAX 番号 TEL (053) 478-0800 FAX (053) 476-6511
- (6) 所長 氏名 金原 智恵
- (7) 施設の運営方針
①利用者の人格を尊重し、安全で且つ居心地のよい場所となるよう心がける。
②利用者が生き生きと活動できるよう、一人ひとりの個性を生かせるプログラムを作り行う。
③利用者本位のサービスを心がけ、利用者及び利用者を含む家族の QOL（生活の質）の向上に資する。
- (8) 開設（サービス開始）年月日 平成 12 年 4 月 1 日
- (9) 通常の事業の実施地域（浜松市）
中央区：利町、紺屋町、松城町、元城町、神明町、連尺町、肴町、田町、池町、尾張町、元町、北田町、鍛冶町、伝馬町、大工町、鴨江、鴨江町、鹿谷町、広沢、高町、城北、布橋、文丘町、和地山、蜆塚、山下町、中沢町、元浜町、下池川町、八幡町、富塚町、住吉、幸、萩丘、小豆餅、葵西、葵東、高丘町、高丘東、高丘西、高丘北、泉町、泉、和合町、和合北、新津町、助信町、高林、曳馬町、曳馬、上島 初生 有玉南 神ヶ谷町、西山町、伊左地町
- (10) 営業日及び営業時間
- | 施設規模及び名称 | 営業日 | 受付時間 | サービス提供時間帯 |
|-------------------------|-------------------------------------|-----------------------|-----------------------|
| 通常規模型通所介護 介護予防通所サービス | 月曜日～土曜日 (12 月 31～1 月 3 日は 除く) | 月曜日～土曜日 8:00～17:30 | 月曜日～土曜日 9:10～16:20 |

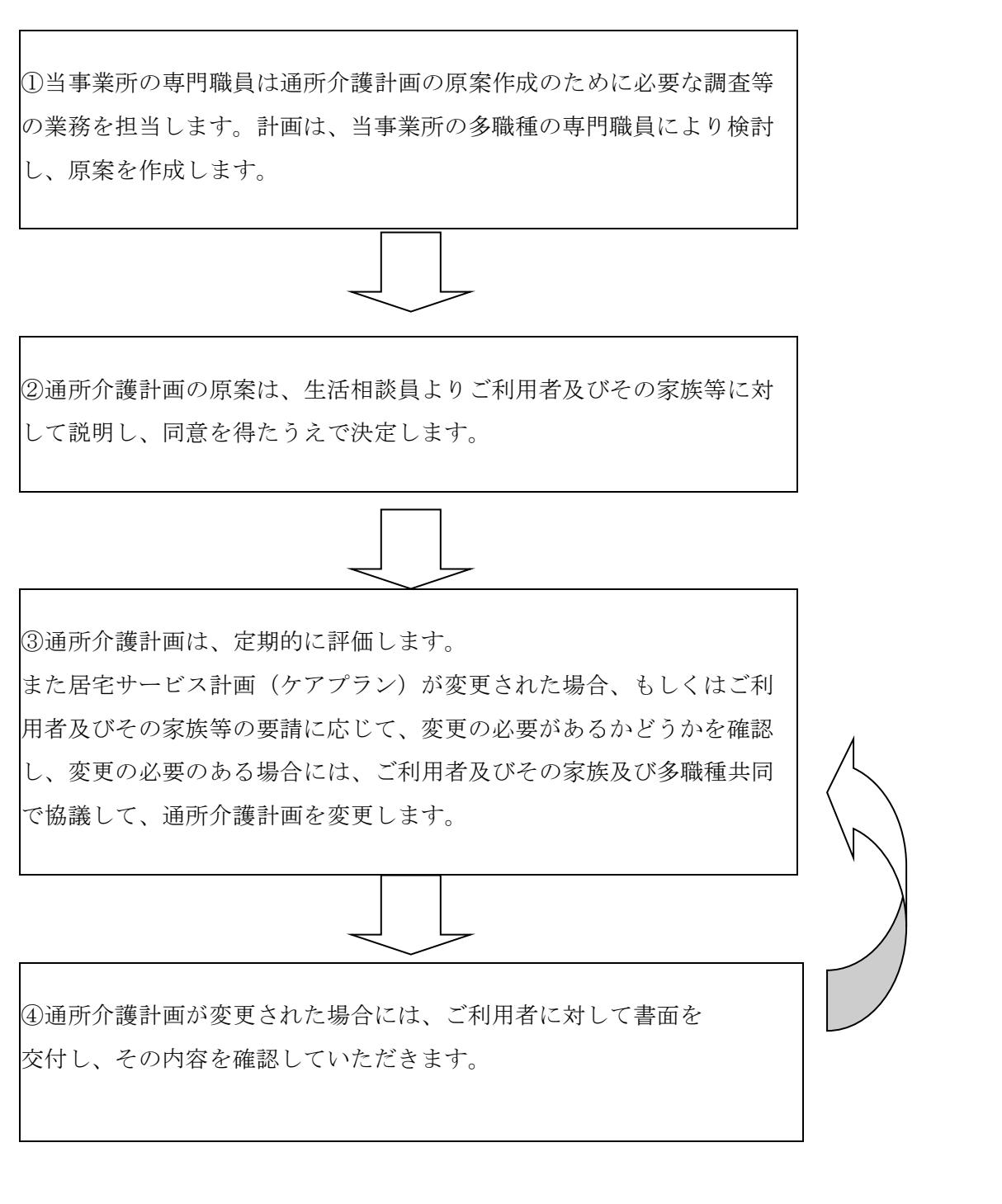
※ 通常規模型通所介護（もくれん）は、平成 23 年 1 月より休止中

- (11) 利用定員 通常規模型通所介護・介護予防通所サービス事業 50 人

4. 約款締結からサービス提供までの流れ

- (1) ご利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」の内容を踏まえ、約款締結後に作成するそれぞれのサービスに係る介護計画（以下「通所介護計画」という）に定めます。

約款締結からサービス提供までの流れは次のとおりです。



5. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉

| 職種 | 常勤換算 | 指定基準 |
|---------------|------|------|
| 1. センター長（管理者） | （1名） | （1名） |
| 2. 介護職員 | 8名以上 | 8名 |
| 3. 生活相談員 | 1名 | 1名 |
| 4. 看護職員 | 1名 | 1名 |
| 5. 機能訓練指導員 | 1名 | 1名 |
| 7. 管理栄養士 | 1名 | 1名 |

*介護職員は、利用者 15 人までの場合にあっては 1 名以上、15 名を超える場合にあっては、15 名を超える部分の数を 5 で除して得た数に 1 を加えた人数を配置しています。

〈主な職種の勤務体制〉

| 職種 | 通常規模型事業所 (ひまわり) |
|------------|---|
| 1. 生活相談員 | 月～土 8:30～17:00 |
| 2. 介護職員 | 月～土 8:00～16:30 8:30～17:00 9:00～17:30 |
| 3. 看護職員 | 月～土 8:30～17:00 |
| 4. 機能訓練指導員 | 月～土 8:30～17:00 |
| 5. 管理栄養士 | 月～金 8:30～17:00 |

〈配置職員の職種〉

- ・ 介護職員…ご利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。
- ・ 生活相談員…ご利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
- ・ 看護職員…主にご利用者の健康管理や療養上の世話をいますが、日常生活上の介護、介助等も行います。
- ・ 機能訓練指導員…ご利用者の機能訓練を担当します。
- ・ 管理栄養士…ご利用者の栄養相談を担当します。

6. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

○通所介護サービス ○介護予防通所サービス事業

また、それぞれのサービスについて

- (1)利用料金が介護保険から給付される場合
- (2)利用料金の全額をご利用者に負担いただく場合

があります。

(1)介護保険・介護予防通所サービス事業の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の通常9割もしくは8割、7割が介護保険から給付されます。

(i)サービスの概要

①食事の介護

- ・ご利用者の状況に応じて食事の介助を行ないます。

②排泄の介護

- ・ご利用者の状況に応じて排泄の介助を行います。

③入浴の介護

- ・ご利用者の状況に応じて入浴の介助を行います。

- ・ご利用者の状態に応じて一般浴、リフト浴、寝浴などで、入浴する事ができます。

④機能訓練

- ・機能訓練指導員等により、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための計画的な訓練を実施します。

⑤健康管理

- ・看護職員が、健康管理を行います。

⑥レクリエーション・クラブ活動

- ・週変わりに、静・動のレクリエーションを行ないます。

- ・ご利用者の希望によりクラブ活動に参加いただけます。

⑦送迎

- ・当事業所の実施地域内の方で、送迎を希望された方に行ないます。

⑧延長利用

- ・ご希望の方は、7：00から21：00までの延長利用が可能です。

尚、送迎はご家族様でお願いします。

⑨相談及び援助

- ・ご利用者及びそのご家族からの相談については、誠意を持って応じ、可能な限り必要な援助を行うように努めます。

(ii) サービスの利用料金（約款第5条参照）

介護保険および浜松市介護予防・日常生活支援総合事業に基づき、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額（総合事業の場合は浜松市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防通所サービス費）を除いた金額をお支払いください。サービス利用料金は、要介護度・利用回数に応じて異なります。サービス利用料金は、要介護度・利用回数に応じて異なります。また、自己負担割合は、介護保険負担割合証により異なります。

別紙1、2をご確認ください。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

(i) 下記(ii)①を除く金額については経済状況の変化、その他やむを得ない事由がある場合利用者又はその家族に対して事前に説明をした上で、相当な額に変更する事があります。

(ii) サービスの概要と利用料金

別紙2をご確認ください。

(3) 利用料金のお支払い方法（約款第5条参照）

前記(1)、(2)の料金・費用は次のとおりお支払い下さい。

通所介護—1か月ごとに計算しご請求しますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。（1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

ア. 現金

イ. 下記指定口座への振り込み

遠州信用金庫 本店 普通預金 1107633
シャカイフクシホウジン セイレイフクシジギョウダン わごうせいれいのさと りじちょう あおきよしはる
社会福祉法人 聖隸福祉事業団 和合せいれいの里 理事長 青木善治

ウ. 金融機関口座からの自動引き落とし

ご利用できる金融機関： 銀行 信用金庫 農協 郵便局等の金融機関

*領収書の再発行はできませんので、大切に保管をお願いします。

尚、支払い証明書を発行する場合は、1,620円（税込み）の手数料が必要となりますので、あらかじめご承知下さい。

7. 利用の中止、変更、追加

- 利用予定日の前に、ご利用者の都合によりサービスの利用を中止できます。その場合は、前日までにご連絡下さい。
- 変更、もしくは新たなサービスの利用を追加する事ができます。その場合は、利用予定日の2日前までに居宅介護支援事業所（担当ケアマネジャー）もしくは当事業所に申し出て下さい。

- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼動状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能又は日時を利用者に提示して協議します。
- 利用日当日、ご利用者の体調不良等で利用困難になった場合は、午前8：15までに和合愛光園デイサービスセンター（電話 478-0800）までご連絡下さい。午前8：15までにご連絡が無い場合は、取消料として食費相当分を実費負担していただきます。

(1) サービス利用をやめる場合（約款の終了について）

約款期間満了の7日前までに利用者から約款終了の申し入れがない場合には、約款は更に6か月間（要介護認定期間）同じ条件で更新され、以後も同様となります。

約款期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との約款は終了します。

- ①ご利用者が死亡した場合
- ②要介護認定によりご利用者の心身の状況が非該当と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合、又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご利用者から解約又は約款解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から約款解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(2) ご利用者からの解約・約款解除の申し出（約款第3条参照）

約款の有効期間中であっても、ご利用者から利用約款の全部又は一部を解約することができます。その場合には、約款終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出下さい。ただし、以下の場合には、即時に約款の全部又は一部を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②事業所の運営規定の変更に同意できない場合
- ③ご利用者が入院された場合（一部解約はできません）
- ④ご利用者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合（一部解約はできません）
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本約款に定めるサービスを実施しない場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑦事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信心行為、その他本約款を継続しがたい重大な事情が認められる場合

⑧他の利用者がご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける具体的な恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(3) 事業者からの約款解除の申し出 (約款第4条参照)

以下の事項に該当する場合には本約款の全部又は一部を解除させていただくことがあります。

- ①ご利用者が約款締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本約款を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご利用者によるサービス利用料金の支払いが3か月以上(※最低3ヵ月)遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用サービス等の財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本約款を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ご利用者の行動が他の利用者もしくはサービス従事者の生命、身体、健康に重大な影響を及ぼすおそれがある、あるいはご利用者が重大な自傷行為(自殺にいたるおそれがあるような場合)を繰り返すなど、本約款を継続しがたい重大な事情が生じた場合

(4) 約款の一部が解約または解除された場合

本約款の一部が解約又は解除された場合には、当該サービスに関わる条項はその効力を失います。

(5) 約款の終了に伴う援助

約款が終了する場合には、事業者はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

8. サービス利用中緊急時の医療の提供について

医療を必要とする場合には、ご利用者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものであります。)

○ 嘱託医医療機関

| | |
|---------|------------------------------|
| 医療機関の名称 | あつみ神経内科クリニック |
| 所在地 | 〒430-8125 静岡県浜松市中央区和合町 840-1 |
| 診療科 | 神経内科 内科 リハビリテーション科 |

○ 協力医療機関

| | |
|---------|--------------------------------|
| 医療機関の名称 | 社会福祉法人 聖隸福祉事業団 聖隸浜松病院 |
| 所在地 | 〒430-8558 静岡県浜松市中央区住吉2丁目12番12号 |
| 診療科 | 総合診療内科 整形外科 その他 |

9. サービス提供における事業者の義務

当事業所はご利用者に対してサービスを提供するにあたって、ご利用者の生命、身体、生活環境等の安全やプライバシーの保護に配慮するなどの義務を負います。当事業所では、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご利用者の生命、身体、財産の安全に配慮します。
- ②ご利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携の上、ご利用者から聴取、確認します。
- ③感染症や非常災害に関する具体的計画（事業継続計画を含む）を策定するとともに、ご利用者に対して、定期的に避難救出その他必要な訓練を行います。
- ④事業所において感染症及び食中毒が発生、まん延防止のための研修・訓練を行い、職員は、年1回の健康診断を受けます。
- ⑤ご利用者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご利用者の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
ただし、コピー代は有料となります。
- ⑥ご利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご利用者または他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続により身体等を拘束する場合があります。
- ⑦常にご利用者の人格を尊重する観点に立ち、ご利用者への虐待防止に必要な措置を講じます。
- ⑧ご利用者へのサービス提供時において、ご利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑨事業者及びサービス従事者または従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご利用者またはご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません（守秘義務）。ただし、ご利用者に医療上の必要がある場合には、医療機関等にご利用者の心身等の情報を提供します。また、ご利用者との約款の終了に伴う援助を行う際には、ご利用者の同意を得ます。

10. サービスの利用に関する留意事項

(1) 持ち込みの制限

利用にあたり、以下のもの以外は原則として持ち込むことができません。

- ・ 通所介護に必要なもの
- ・ 施設長に許可を得たもの

※ 身につけるものでも高価な品の持ち込みはご遠慮願います。破損又は紛失等について責任を負いかねます。尚、生ものなどの食品の持込みに関しては、原則的にご遠慮願います。

(2) 施設・設備の使用上の注意

- 居室及び共用施設、敷地はその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり汚したりした場合には、ご利用者に自己負担により原状に復していただかず、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動などを行うことはできません。

(3) 喫煙

施設内は全面禁煙となっておりますので喫煙はできません。

11. 事故発生時の対応

当施設の利用中に事故が発生した場合は、ご利用者の生命・安全を優先し、当園の事故発生時における緊急対応マニュアルによって対応します。

事故が発生した場合には当該ご利用者の身元保証人等への連絡を行うとともに、ご利用者が入院または通院を必要とする事故（事故レベル3以上）が発生した場合には、担当行政機関に事故発生の状況、経緯、対応等につき報告を行います。

12. 損害賠償について（約款第11条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

13. 苦情の受付について（約款第10条参照）

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○ 苦情受付窓口（担当者） 金原 智恵

〔職名〕 和合愛光園デイサービスセンター 所長

○ 受付時間 月曜日～金曜日 8：30～17：00

○ 苦情解決責任者（担当者） 弓桁 智浩

〔職名〕 和合せいれいの里 総園長

(2) 第三者委員会

○ 和久田 進 電話：053-474-2838

○ 高須 博 電話：053-473-9594

(3) 行政機関その他苦情受付機関

浜松市各区担当課

| | | | | |
|---------|-------|----------|------|--------------|
| 中央福祉事業所 | 長寿支援課 | 中央区役所内 | 電話番号 | 053-457-2324 |
| | 長寿支援課 | 東行政センター内 | 電話番号 | 053-424-0184 |
| | 長寿支援課 | 西行政センター内 | 電話番号 | 053-597-1119 |
| | 長寿支援課 | 南行政センター内 | 電話番号 | 053-425-1572 |
| 浜名福祉事務所 | 長寿支援課 | 浜名区役所内 | 電話番号 | 053-585-1122 |
| | 長寿支援課 | 北行政センター内 | 電話番号 | 053-523-2863 |
| 天竜区役所 | 長寿支援課 | 天竜区区役所内 | 電話番号 | 053-922-0065 |

(※受付時間 8:30 ~ 17:15 月~金 (土日祭日を除く)

① 静岡県国民健康保険団体連合会 電話番号 054-253-5590

(※受付時間 9:00 ~ 17:00 月~金 (土日祭日を除く))

| | | | | | |
|------------------|----|------------------|----|------------------|----|
| 平成 12 年 4 月 1 日 | 施行 | 平成 13 年 4 月 1 日 | 改訂 | 平成 13 年 6 月 1 日 | 改訂 |
| 平成 13 年 8 月 1 日 | 改訂 | 平成 14 年 4 月 1 日 | 改訂 | 平成 14 年 7 月 1 日 | 改訂 |
| 平成 15 年 4 月 1 日 | 改訂 | 平成 15 年 11 月 1 日 | 改訂 | 平成 16 年 4 月 1 日 | 改訂 |
| 平成 17 年 3 月 1 日 | 改訂 | 平成 17 年 10 月 1 日 | 改訂 | 平成 18 年 4 月 1 日 | 改訂 |
| 平成 19 年 4 月 1 日 | 改訂 | 平成 20 年 1 月 1 日 | 改訂 | 平成 20 年 3 月 1 日 | 改訂 |
| 平成 20 年 10 月 1 日 | 改訂 | 平成 21 年 4 月 1 日 | 改訂 | 平成 22 年 4 月 1 日 | 改訂 |
| 平成 22 年 6 月 1 日 | 改訂 | 平成 22 年 8 月 1 日 | 改訂 | 平成 23 年 1 月 1 日 | 改訂 |
| 平成 23 年 4 月 1 日 | 改訂 | 平成 24 年 4 月 1 日 | 改訂 | 平成 24 年 10 月 1 日 | 改訂 |
| 平成 25 年 4 月 1 日 | 改訂 | 平成 25 年 10 月 1 日 | 改訂 | 平成 26 年 4 月 1 日 | 改訂 |
| 平成 26 年 10 月 1 日 | 改訂 | 平成 27 年 4 月 1 日 | 改訂 | 平成 28 年 4 月 1 日 | 改訂 |
| 平成 29 年 4 月 1 日 | 改訂 | 平成 29 年 10 月 1 日 | 改訂 | 平成 30 年 4 月 1 日 | 改訂 |
| 平成 31 年 4 月 1 日 | 改訂 | 令和 1 年 10 月 1 日 | 改訂 | 令和 3 年 2 月 1 日 | 改訂 |
| 令和 3 年 3 月 1 日 | 改訂 | 令和 3 年 4 月 1 日 | 改訂 | 令和 4 年 6 月 1 日 | 改訂 |
| 令和 4 年 10 月 1 日 | 改訂 | 令和 6 年 1 月 1 日 | 改訂 | 令和 6 年 4 月 1 日 | 改訂 |
| 令和 6 年 5 月 1 日 | 改訂 | 令和 6 年 6 月 1 日 | 改訂 | | |